

意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
1. 項目	ケーブルテレビインターネットを利用した投票に関する制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>インターネットを利用して自宅から投票ができるということは、地方公共団体を含め、多くの人々にとって大変利便性が高く、様々な側面から是非とも実現したいサービスであります。</p> <p>しかしながら、指定された投票所で投票を行わなければならないという規制のため、実現不可能な状況となっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法第44条、第48条、第48条の2 他
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>投票という国民の大切な権利を、少しでも行使し易くすることは、行政の義務でもあります。しかも、多くの人々が利便性について不満を持っていることは明らかです。投票の公正さや平等性を保つためには、現行の制度に変更を加えることに、多くの困難が伴うことは当然予想されますが、現在のICTの技術水準や厳正な運用方法の確立により、十分可能であると考えます。</p> <p>本件については、国民にとってのメリットが非常に大きいと思われるため、指定箇所での投票の他に、認可を受けた事業者のシステムによるインターネットを活用した投票を認めることを提案いたします。</p>